

事故防止活動の基本とコンプライアンス

介護職員のためのルールブック

こんな危険な介助はやっちゃダメ！
安全な介護のルール

&

こんなことはしてはいけない
介護職員として不適切な行為とは？

株式会社安全な介護
2020年7月



軽い気持ちのルール違反で重大な事故が起きています！



事例1 安全ベルトをせずにリフト浴で溺水



介護職Mさんは、利用者Sさんをリフト浴介助の際、Sさんが冷たい安全ベルトを嫌がったので、「仕方ない」と思い、安全ベルトを装着せず、入浴介助をはじめました。すると、リフトを降ろしていた時、Sさんがバランスを崩し、顔がお湯に浸かってしまいました。すぐにリフト操作を止めて引上げましたが、Sさんはむせていました。しかしながらMさんは、溺水を報告をせずに放置してしまいました。ところが、その後Sさんは吐血し肺水腫で亡くなりました。後に家族は介護職員が安全ベルトを装着しなかったことが事故発生原因であることを理由に、介護職Mさんを刑事告訴しました。

介護職のMさんが「ルールを守らなくてはならない」と考えていたら、タオルを挟むなど工夫して安全ベルトができるようにしたはずです。



事例2 トイレ介助中にそばを離れ転落して死亡



ある日介護職Sさんが利用者Hさんのトイレ介助を行っていました。Hさんは重度の麻痺がある利用者ですが、「なるべくトイレを利用してほしい」という家族からの強い希望があり、時間がかかりますが、トイレにて排泄を介助しています。Sさんは、Hさんを便座に移乗し「終わったら呼んでください」と扉を閉めました。Sさんは「他の仕事も忙しく待つのは時間をもったいない」と考え、その場を離れました。しばらく経ってSさんがトイレに戻ると、Hさんが便座から転落して頭部を床に強打していました。すぐに救急搬送しましたが、Hさんは1週間後に病院で亡くなってしまいました。家族は「国家資格者でありながらSさんのとった行動の罪は重い」と業務上過失致死で刑事告訴しました。

トイレ介助では転落事故の危険があるので、“そばでお待ちする”のがルールです。他の仕事が忙しいというのは言い訳で、「待つことも重要な仕事」と考えなくてはなりません。

4. 車椅子を同時に2台操作する



こんな事故が起きている

介護職 Aさんは忙しかつたので、食堂へ向かう2人の利用者の車椅子を2台同時に押していた。2台とも片方のハンドグリップしか握っていなかったため、急に1台の車椅子の進行方向が変わり、壁に激突してしまった。



手は2本しかありませんので、2台の車椅子を同時に両手で押すことは不可能です。もし、2台同時に操作しようとする、車椅子を片手で押すことになり、直進安定性が悪くなり柱や壁に激突する可能性が高まります。また2台押しは、利用者を大切に接しているようには見えませんので家族がその状況を発見すると、トラブルにつながります。

5. スリッパやサンダルで介助をする



こんな事故が起きている

介護職 Aさんが勤務を終えて帰ろうとしていると、他の職員から「ちょっと手伝って」と声をかけられた。Aさんはスリッパを履いていたが、スニーカーに履きかえるのが面倒で、そのまま介助に入った。ところが、介助中に利用者が急に体重を掛けてきたため、Aさんのスリッパが滑ってバランスを崩し一緒に転倒してしまった。



スリッパやサンダルは足を踏ん張ると足と履物がズレて、バランスを崩す原因になります。もしもの時に踏ん張れないかかどがない履物は使用を避けましょう。サンダル型のナースシューズも、利用者の体重を支える介護職員には不向きです。

6. 無理な吊り上げ介助をする



こんな事故が起きている

介護職 Aさんは、利用者 Bさんの椅子からの立ち上がりを介助する際、体の支えが不安定だったので、吊り上げるように腕を上へ引っ張った。すると、突然 Bさんの身体から力が抜けてしまい、座面に転落して椅子と共に転倒してしまった。



移乗の介助や立ち上がりの介助では、利用者の上半身を両手で抱え上げる方法が多いのですが、相手の上半身がうまく抱えられなかった場合でも、無理にそのまま吊り上げる職員がいます。無理な体勢で利用者の体を引っ張り上げると肩を脱臼させるなど危険な状態になる事もあるため、体勢が不安定な場合はもう一度やり直してください。

12. 食後の口腔ケアの手を抜く



 こんな事故が起きている

認知症が重いSさんの介助には時間がかかっている。特に食後の口腔ケアは、なかなか口を開けてくれず、時間が取られるため介護職は口腔ケアの手を抜くことがしばしばあった。するとある時、Sさんが肺炎で救急搬送され、病院で亡くなってしまった。その後、家族から「口腔ケアがしっかりしていなかったことが原因の一つ」と施設は強い抗議を受けた。



食事の後の口腔ケアは肺炎予防の重要ポイントです。口腔ケアを嫌がる利用者に対して口腔ケアを怠る職員がいます。しかし、口腔内が不潔な状態で長時間放置されると、細菌が唾液や食べ物と一緒に肺に流れ込み肺炎のリスクが高くなることは統計的にも示されています。

13. 食後すぐに臥床(がしょう)させる

 こんな事故が起きている

利用者Aさんは、昼食の途中で「ちょっと熱があるので」と言って、自室に戻っていった。すると10分後に隣のベッドのBさんからナースコールがあり、Aさんの様子がおかしいと連絡があった。駆けつけてみると、Aさんは、嘔吐した際の吐瀉物が器官に詰まっており、反応も無かったため、慌てて救急搬送したが、病院で亡くなった。



食後すぐに横になると、喉に残っていた残渣を誤えんしてしまったり胃から食べ物が逆流して肺炎を起こすことがあります。食事の後は、30分程度は座位のまま過ごしていただきましょう。胃ろうなどの経管栄養の場合も同様で、食後すぐに寝てしまうと、栄養食が逆流して誤えん性肺炎を起こしやすくなります。

14. 水分を摂らずいきなり食事介助をする

 こんな事故が起きている

利用者Aさんの食事介助は、汁物から、惣菜、ご飯の順にすすめている。その日は介護職が急いでいたため、汁物を勧めず、いきなり惣菜とご飯を口に入れたところ、喉に詰まらせてしまった。救急搬送されたが、病院で亡くなった。



水分の多いものは食べやすいだけでなく、胃酸の分泌を活性化させる効果もあるので、まずは汁物など水分の多いものから口にしてもらうようにしましょう。服薬の影響や脱水症状などで、口の中が乾いている利用者は少なくありません。口の中がカラカラな状態で食事をとれば、唾液の分泌も少なくなり、咀嚼や食塊形成の支障となり、誤えん窒息の危険が高くなります。

事例5

夜間頻回にナースコールを鳴らす認知症の利用者がいる。夜勤の時、ナースコールが鳴らないので、様子を見に行ってみると、利用者はナースコールに手が届かずもがいている様子が見えた。少し後ろめたい気もしたが、静かな方が助かるのでそのまましておいた。

こんな視点で考えると・・・

ナースコールが手の届かない場所にズれてしまうのは仕方ありませんが、そのままにしておいてはいけません。本人が望まない状態を、そのまま放置することを「放置虐待」と言います。もし、このまま放置して急変時にナースコールを鳴らせず命を落とせば、保護責任者遺棄致死罪に問われるかもしれません。

事例6

歩行困難な認知症の利用者が突然車椅子から立ち上がろうとするため、転倒する危険があるので、車椅子の座布団の下にブーブークッションを敷いたところ、利用者は立ち上がらなくなった。ブーブーと鳴る音が怖くて立ち上がれないようだった。

こんな視点で考えると・・・

歩行困難な利用者が車椅子から立ち上がった時に、すぐに対応して転倒を防ごうと「鳴り物」を付ける施設があります。それだけでは身体拘束にならないかもしれませんが、音が出ることが怖くて立ち上がれなくなれば、不快な音によって精神的に威圧して行動抑制をしていると考えられ、悪質な身体拘束とみなされます。

事例7

利用者の名前を、名字ではなく名前で「○○ちゃんは可愛いね」と言ってみたら、嬉しそうな顔を見せてくれた。そこで、他の職員にも「○○ちゃんって呼ぶとスゴイ喜ぶよ」と教えてあげたら、みんながそう呼ぶようになった。

こんな視点で考えると・・・

利用者に対する呼びかけでは、呼び方や愛称など、本人は喜んだ反応をするかもしれませんが、家族はそうは思うとは限りません。人の尊厳とは本人がどう考えるかということも大事ですが、本人を敬い大切に思っている家族がどう感じるのかということも重要なことです。親を思う家族の気持ちを傷つける行為にあたる場合もありますので注意が必要です。

就業規則や職員規律に反する行為

事例1

夜勤帯にフロアに独りきりになったのでスマホでゲームをやっていたところ、突然他のフロアの部下がやってきたため、ゲームで時間を潰しているところを見つかってしまった。「え、先輩も暇なときゲームやってるんですか？どんなゲームやってるんですか？」と言われ、ゲームの話で盛り上がった。

こんな視点で考えると・・・

会社の就業規則の服務規律という項目には、「誠実に自己の職務に専念しなければならない」という規則があります。業務時間中に娯楽にふける行為は、まさしく「職務専念義務違反」となり、処分の対象になります。「疲れたのでちょっと一息入れる」という休憩とは、全く質が違うので注意が必要です。